



献血にご協力を

☎ 社会福祉課 55-2757

●11月の献血

日	場 所	時 間
20日(木)	市役所北側駐車場	9:30～16:00 (昼休み12:00～13:00)

富士献血会場（フィランセ）

と き 11月9日・23日 各日曜日
9:30～16:00 (昼休み12:00～13:00)
ところ フィランセ東館1階リハビリルーム

電話加入権の公売

☎ 収税課 55-2730

市は、富士財務事務所などと合同で、差し押さえた電話加入権を公売します。

と き 11月18日(火) 10:40～11:00
ところ 県富士総合庁舎3階301会議室
問い合わせ 富士財務事務所納税課 ☎65-2123

※中止になる場合もありますので事前に電話で確認してください。

手すき和紙体験
～はがきづくり～

☎ 市立博物館 21-3380

地場産業である紙について知識を深めるとともに、紙の大切さや美しさを体験してみませんか。

と き 11月9日(日) 10:00～12:00
ところ 市立博物館北側実習室
定 員 30人(先着順)
材料費 500円(当日集金)
持ち物 エプロン、タオル
申し込み 当日直接市立博物館へ

児童手当などの手続を

※は申請内容によりほかのものが必要となることがあります。

☎ 児童福祉課 55-2763

	受 給 資 格 者 な ど	請求者の所得限度額 (給与所得控除後)	手 当 の 月 額 など	申請に必要なもの
児 童 手 当	● 小学校入学前の児童を養育している人	扶養人数2人の場合 544万円 <385万円> 扶養人数4人の場合 620万円 <461万円> 数字は厚生年金・共済・船員保険加入者、<>内はそれ以外の国民年金加入者な	1人目・2人目の児童 5,000円 3人目以降の児童 1万円	● 印鑑 ● 申請者名義の預金通帳 ● 厚生年金・共済・船員保険加入証明(用紙は児童福祉課にあります) ※
児童扶養手当	離婚、未婚、死亡、遺棄及び拘禁などで父親がいない児童、または父親が重度の障害の状態にある児童を養育している母、並びに養育者で公的年金を受給していない人(児童は18歳に達した最初の3月31日まで) 事実上婚姻関係のない人で、監護日より5年以内の人(申請者本人が児童福祉課へ)	全部支給 扶養人数2人の場合 95万円 一部支給 扶養人数2人の場合 268万円	児童1人 4万2,000円 2人目 5,000円増 3人目以降 3,000円増	● 印鑑 ● 戸籍謄本 ● 申請者名義の預金通帳 ※
母子家庭等医療費	● 18歳以下の児童を扶養している母子家庭の母と児童 “ ” ● 18歳以下で両親のいない児童 ● 精神または身体の障害により長期にわたり労働能力を失っている人の配偶者と18歳以下の児童(18歳以下の児童とは18歳に達した最初の3月31日まで) 小学校就学の始期から義務教育終了までの母子家庭などの児童で1回の入院が14日を超えた場合	所得税が課せられていない世帯 なし	給 付 額 保険診療分より付加給付額及びそのほか補てんされた医療費を控除した額	● 印鑑 ● 保険証 ● 申請者名義の預金通帳 ※ ● 印鑑 ● 保険証 ● 申請者名義の預金通帳 ● 領収書 ※
乳幼児医療費	対 象 年 齢 通 院 の 場 合 入 院 の 場 合 0～5歳未満 0～3歳未満 3歳～小学校就学前 1日以上入院 継続した8日間以上の入院	自 己 負 担 金 通 院 の 場 合 入 院 の 場 合 1回 500円 500円に満たない場合はその額で1か月4回まで負担、5回目以降は自己負担金なし 処方せんの交付により薬局へ行った場合は、薬局での自己負担金はありませ	1日 500円	● 印鑑 ● 母子手帳 ● 保険証 ● 保護者名義の預金通帳

パブリック・コメント募集

～富士市認定外道路管理条例(案)～

☎ 行政経営課 55-2719

パブリック・コメントとは、市がさまざまな計画や条例などを策定するときに、事前にその案や内容を皆さんに公表して広く意見を求め、寄せられた意見を政策に反映させる仕組みをいいます。

今回は建設部管理課で次の案件を策定するに当たり、皆さんの意見を広く募集します。

案件名 富士市認定外道路管理条例(案)
内 容 国から富士市に移譲された道路のうち、道路法による規制のない認定外道路(里道など)にお

いて、損傷や汚損などにより、道路の機能が損なわれないように条例の策定を行います

提出方法 11月1日～30日に直接または郵送、FAX、Eメール(富士市ホームページパブリック・コメントコーナー内 ☎http://fujishi.jp/) で建設部管理課へ

※詳しくは、建設部管理課、各公民館及び富士市ホームページ上にある資料をごらんください。

〒417-8601 富士市役所 建設部管理課 ☎51-1987